

立山町建設工事等に係る予定価格の事前公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、入札及び契約手続の透明性をより一層向上させるため、立山町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務及び役務の提供等(以下「建設工事等」という。)の予定価格に関し、事前公表に係る必要な事項を定めるものとする。

(事前公表の対象)

第2条 予定価格の事前公表の対象は、競争入札及び特命随意契約を除く随意契約により執行する建設工事等とする。ただし、予定価格を事前に公表することが不利又は不相当と認められるときは、これを公表しないことができる。

(事前公表する予定価格)

第3条 建設工事等の契約に際し、事前に公表する予定価格は、立山町財務規則(昭和59年立山町規則第2号。以下「規則」という。)第127条の規定(規則第139条の規定により準用する場合を含む。)に基づき、予算執行者が定める予定価格とする。

(事前公表の時期)

第4条 事前公表は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる時期に行うものとする。

- (1) 一般競争入札 入札公告を行うとき。
- (2) 指名競争入札 指名通知を行うとき。
- (3) 特命随意契約を除く随意契約 見積依頼を行うとき。

(事前公表の方法)

第5条 事前公表は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 一般競争入札 規則第126条の規定による公告
- (2) 指名競争入札 規則第138条第2項の規定による通知
- (3) 特命随意契約を除く随意契約 規則第140条第1項の規定による見積依頼

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、予定価格の事前公表に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年2月1日から施行する。

附 則(令和5年告示第40号)

この告示は、令和5年4月1日から施行し、同日以降に入札公告又は入札通知するものから適用する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に入札公告、指名通知又は見積依頼するものから適用する。